

# 豊明市いじめ防止基本方針

平成30年7月

豊明市

豊明市教育委員会

## 目 次

○ はじめに	1
1 いじめの定義	2
2 いじめ防止に関する基本的な考え方	2
3 いじめ防止対策のための組織及び役割	4
4 市のいじめ防止対策	4
5 学校のいじめ防止対策	5
6 重大事態への対処	6
7 その他いじめ防止等のための対策に関する事項	8
<b>【組織図】</b>	<b>10</b>
<b>【重大事態発生時の対応フロー図】</b>	<b>11</b>

## ○はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。

いじめは決して許されない行為であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分に認識して、防止と対策に取り組む必要があります。

そこで、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国の「いじめ防止のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）に基づき、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「豊明市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定することとしました。

市の基本方針では、いじめの未然防止、早期発見及び対処にかかる取り組みを学校に限らず豊明市全体で進め、子どもたちが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう努めていくものとなっています。

## 1 いじめの定義

### いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って判断することが必要です。その際、いじめには、多様な態様があることを考慮して、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定的に解釈されることのないように努めることが必要です。

また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、組織的に判断することが求められています。特に、犯罪行為として扱われるべきと認められる行為や、生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある行為については、慎重に被害者に配慮した上で、警察等に相談する等、関係機関と連携し、早期に対応することが必要です。

## 2 いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめの防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの対処」）のための取組は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるように、学校の内外を問わずいじめがなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であると同時に、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる可能性があります。このことを児童生徒が十分に理解できるように、学校、家庭、地域その他関係機関との連携により、組織的に対応していく必要があります。

### (1) いじめの未然防止

- ア 豊明市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校がいじめ問題に適切に対応できるよう、必要な措置を講じて、いじめを生み出さない学校づくりを支援します。
- イ 学校は、道徳教育や体験活動等を充実させることにより、児童生徒の人間関係をつくる力の育成、コミュニケーション能力の向上、教職員や友人との間に信頼関係を育むことを通して、いじめの未然防止に努めます。
- ウ 保護者は、子どもの教育において第一義的責任を有するものであり、子どもがいじめを行うことのないよう、自他の命や他を思いやる心を育て、規範意識を身に付けさせること等に努めることが求められます。
- エ 地域は、学校、家庭と連携して児童生徒の見守りや声掛けに努め、地域の活動及び行事を通じて、児童生徒の健全育成に寄与します。

### (2) いじめの早期発見

- ア 教育委員会は、定期的な調査や教育相談体制の充実を図り、児童生徒が相談しやすい環境づくりに努めます。
- イ 学校は、研修等の充実を図り、全ての教職員がいじめに対する認識をもち、適切に対応できるよう、指導力の向上を目指します。
- ウ 学校は、教育相談体制を充実し、児童生徒が相談しやすい環境を整え、いじめの早期発見に努めます。
- エ 保護者は、家庭での児童生徒の表情、様子及び行動の変化に注意し、いじめを察知した場合は、速やかに学校又は教育委員会に連絡、相談します。

### (3) いじめへの対処

- ア 教育委員会は、事案に応じ、警察や児童相談所、関係機関等と適切に連携し、学校がいじめへの対応や問題の解決に向けて、指導助言を行い、適切に措置が講じられるよう支援します。
- イ 学校は、いじめを認知した場合又はいじめの疑いがあるとの情報が学校内、地域又は家庭等から寄せられた場合は、直ちに事態を把握して対応にあたるとともに、事実関係を教育委員会に報告します。対応

にあたる際は、一部の教職員で問題を抱え込むことがないように、学校全体で組織的に対応するとともに、必要に応じて関係機関と連携して解決にあたります。さらに、いじめが「解消している」状態に至った場合も、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努めます。

ウ 保護者は、教育委員会及び学校が講ずるいじめ防止等の取組に対して、必要な協力を行うことが求められます。

### 3 いじめ防止対策のための組織及び役割

#### (1) 豊明市いじめ問題対策連絡協議会

ア 豊明市（以下「市」という。）は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、いじめの防止等に関係する機関等により構成される「豊明市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

イ 教育委員会、学校及び関係機関の連携を図り、関係機関が行ういじめの防止等の取り組みに関して連絡調整等を行います。

#### (2) 教育委員会の附属機関

ア 教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、専門的な知識及び経験を有する第三者で構成する附属機関を設置します。なお、当市においては、「(1) 豊明市いじめ問題対策連絡協議会」を教育委員会の附属機関とします。

イ 本基本方針に基づくいじめの防止等のための施策に関する調査研究等を行います。

ウ 法第28条第1項に規定する「重大事態」に係る調査を行う必要が生じた場合、この附属機関により調査を行います。

### 4 市のいじめ防止対策

#### (1) 相談体制の整備

ア 市は、いじめの未然防止に向けて相談体制の充実を図ります。スク

ールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員等を学校等に配置し、具体的な悩みや不安に応え、専門的な立場から適切な助言を行い、児童生徒の心のケアに努めます。

イ 愛知県の相談窓口を紹介するなど、いじめに悩む児童生徒や保護者の相談に対応します。

#### (2) 家庭・地域の連携

P T Aや地域の関係団体との連携や、学校、家庭、地域が連携する体制づくりに努めます。

#### (3) 教職員の資質の向上

教職員によっていじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教育の各分野の優れた指導者を招へいし、教職員の指導力向上のために、研修の充実を図ります。

#### (4) インターネット上のいじめに対する対策の推進

インターネット上のいじめの未然防止や早期解決に向け、関係機関と連携して、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育を充実します。

#### (5) 広報、啓発活動

「いじめをしない、させない、見逃さない」社会の実現を目指すため、あらゆる機会を通じて、いじめ防止等についての広報、啓発活動を行います。

## 5 学校のいじめ防止対策

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条の規定に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等のための対策を行います。学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページ等で公開します。

#### (2) いじめ防止等の対策のための組織

学校は、法第22条の規定に基づき、教職員で構成した「いじめ・不登校対策委員会」を設置して、小さな予兆や懸念、児童生徒からの訴えを特定の教職員が抱え込まないよう組織で対応します。

### (3) いじめ防止等の取組

- ア いじめはどの児童生徒にも起こりうるという問題を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、計画的、組織的にいじめの防止等に取り組みます。
- イ いじめの実態把握に努めるとともに、学校におけるいじめ防止対策の検証や、いじめ防止のための対策の調査、研究を行います。
- ウ各学校におけるいじめ防止のための取組について、学校間で情報交換を行うなど、学校相互間の協力体制の充実を図ります。
- エ 児童生徒に基本的な生活習慣の定着を図り、教職員や友人と信頼できる関係を構築できるよう指導に努めます。
- オ 人間関係、集団づくりの推進を図り、児童生徒たちのコミュニケーション能力の向上に取り組みます。
- カ 規範意識の育成を図り、学校やクラスの規則を守ることができるように指導を行います。
- キ 人権教育、道徳教育の推進を図り、児童生徒の豊かな情操や道徳心を養います。
- ク 体験活動の推進を図り、互いに認め合い尊重する中で、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりに取り組みます。

## 6 重大事態への対処

### 6-1 学校又は教育委員会による調査

#### (1) 重大事態とは

##### いじめ防止対策推進法 第28条第1項

第1号 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

第2号 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 「重大事態」が発生した場合は、速やかに教育委員会を通じて市長へ報告します。

イ 「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因



が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、次のような場合です。

- (ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 心身に重大な傷害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合

ウ 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日間を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により「重大事態」と捉える場合があります。

## (2) 重大事態の調査

ア 児童生徒や保護者から、いじめにより「重大事態」に至ったという申立てがあったときは、どのような場合においても、「重大事態」と捉え、報告、調査等に当たります。

イ 教育委員会は、学校から「重大事態」の報告を受けた場合、その事案の調査を行う主体や調査組織について判断をします。

ウ 学校が調査を行う場合は、校内に設置された「いじめ・不登校対策委員会」を母体として調査や対応を行います。教育委員会は、学校の調査及び対応を指導、助言します。

エ 学校主体の調査では、「重大事態」への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施します。

オ 教育委員会が調査を行う場合には、教育委員会の附属機関が調査を行います。

※ 学校又は教育委員会が行う調査は、事実関係を明確にするための調査であり、「重大事態」に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生

んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものです。その際、因果関係の特定を慎重に行いながら、客観的な事実関係を速やかに調査します。

また、この調査は、民事、刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るためのものです。

### (3) 調査結果の取扱い

ア 学校又は教育委員会が調査を行った場合、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報提供を適切に行います。

イ 学校は、調査の結果について、教育委員会を通じて市長に報告します。

## 6-2 市長による再調査及び措置

ア 市長は、学校又は教育委員会が行った調査の結果について報告を受け、再度、調査（以下「再調査」という。）が必要かどうかを判断し、必要な場合は、市長が附属機関を設けるなどして、再調査を行います。

イ 学校又は教育委員会は、この再調査に対し、全面的に協力します。

ウ 市長は、再調査を行った場合、その結果を市議会に報告します。議会に報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保します。

エ 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る「重大事態」への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

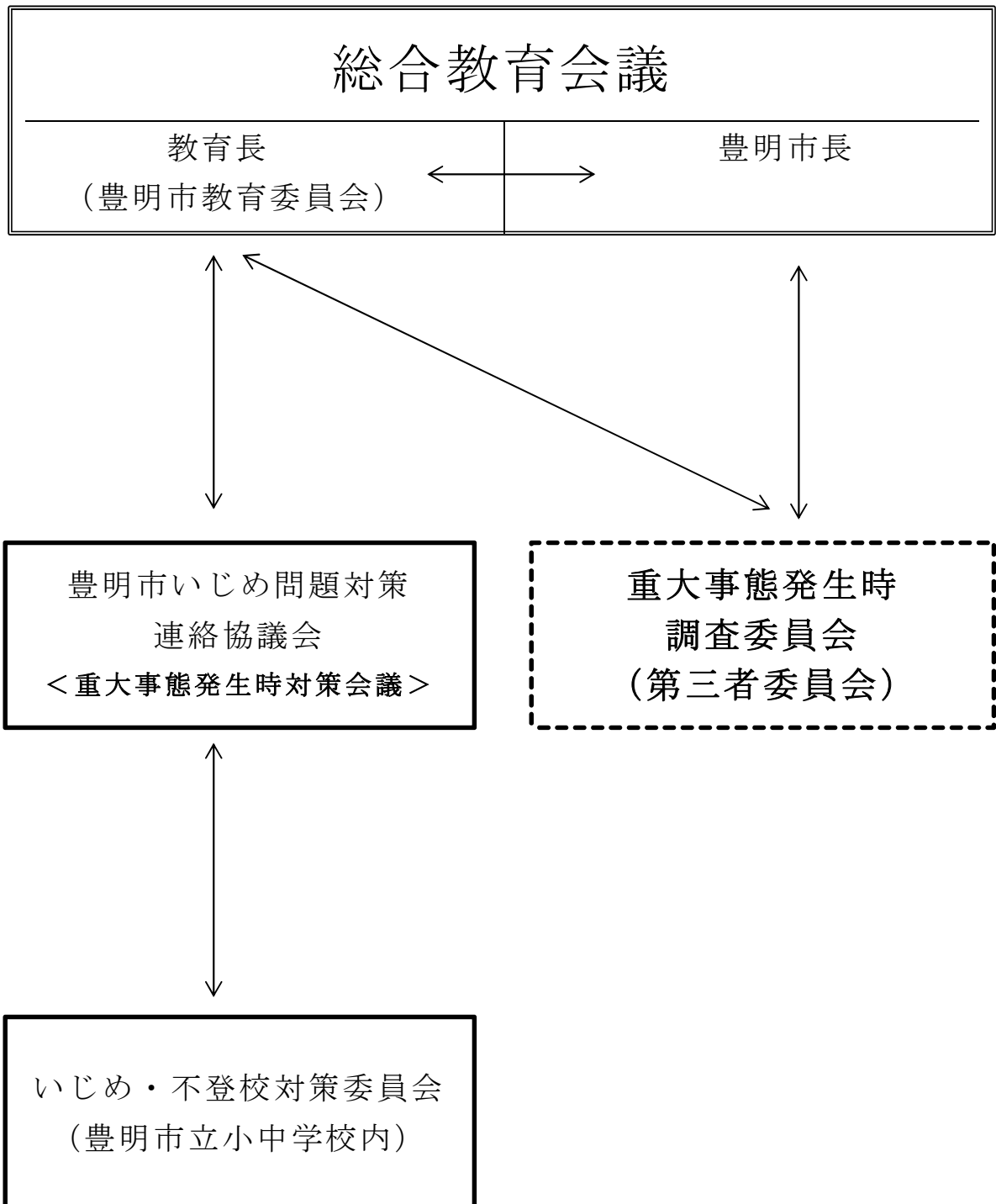
## 7 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

ア 教育委員会は、本基本方針に定めるいじめの防止等の取組が実効的に機能しているかを必要に応じて検証し、見直します。

イ 学校は、いじめの防止等に向けた取組について、学校評価を用いる

等の方法で検証し、その結果を教育委員会、保護者及び地域に報告します。

【組織図】



## 【重大事態発生時の対応フロー図】

